

守山市中心市街地活性化協議会設置規約

(設置)

第1条 守山商工会議所および株式会社みらいもりやま21は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、守山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第3条 協議会は、法第9条第1項の規定により守山市が作成する中心市街地活性化基本計画ならびに認定基本計画およびその他必要な事項を協議し、守山市の中心市街地の活性化（以下「中心市街地活性化」という。）の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(公表の方法)

第4条 協議会の活動内容は、広く守山市民の意見を反映させるため、協議会のホームページにおいて公表するほか、守山市広報および守山商工会議所会報において行う。

(活動)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 守山市が作成する中心市街地活性化基本計画ならびに認定基本計画の実施・変更に関し必要な事項について意見提出
- (2) 守山市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 守山市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見および情報交換
- (4) 守山市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会および情報交換
- (6) 協議会の会員および地域向けの情報発信
- (7) その他、協議会の趣旨に沿った活動の企画および実施

(事務所)

第6条 協議会の事務所は、守山市中心市街地の区域内に置く。

(構成員)

第7条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 守山商工会議所
 - (2) 株式会社みらいもりやま21
 - (3) 守山市
 - (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者
- 2 前項第4号に規定する者で、同号に規定する者でなくなったとき、又はなくなったと認められるときは、協議会の構成員でなくなるものとする。

(委員)

第8条 委員は、前条各号に該当する者が指名する者をもって充てる。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第9条 協議会は、役員として会長1名、副会長若干名、監事2名を置く。

2 会長は、委員の中から互選により選任し、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。また監事は、監査を行ったときは、その結果を報告しなければならない。

6 役員任期及び任期中の変更については、第8条第2項及び第3項を準用する。

(オブザーバー)

第10条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(ワーキンググループの設置)

第11条 協議会の協議・検討に必要な事項について調査または研究を行うために、協議会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第12条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要に応じて、会議に関係者の出席を求めることができる。

5 会議の議事については、議事録をつくらなければならない。

(協議結果の尊重)

第13条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局(以下「事務局」という。)を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社みらいもりやま21が処理する。

(会計)

第15条 協議会の運営は、負担金、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の設置、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年11月20日から施行する。

2 第8条第2項及び第9条第6項の規定にかかわらず、協議会設立時の委員ならびに役員任期は、平成22年3月31日までとする。

3 第12条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集は、協議会の設立準備に係る者が招集する。

4 第15条第2項の規定にかかわらず、協議会の設立の日(以下「設立日」という。)の属する会計年度は、設立日から設立日の属する年度の3月31日までとする。